

令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次に掲げる事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託事業名 令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業
- (2) 委託事業の内容 別添「令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業委託仕様書」による。

（委託事業の実施）

第2条 甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

2 乙が受託した事業を遂行する場合において、その事業の遂行に関して必要な事項につき甲が指示したときは、乙はこれに従うものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（委託事業に要する経費）

第4条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）として、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲内で乙に支払うものとし、その用途は（別紙1）のとおりとする。

2 甲は、乙の請求により必要だと認められる金額については、前項の規定にかかわらず、前項に定める委託料の額を、前期・後期に分割して概算払により乙に支払うことができるものとする。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払を必要とする理由及び金額を記した概算払請求書を甲に提出するものとする。

4 乙は、委託料を他の経費と区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、他の経費に使用してはならない。

（実施計画書の提出）

第5条 乙は、委託契約締結後、すみやかに委託事業に関する実施計画書（以下「実施計画書」という。）（別紙2）を甲に提出するものとする。

2 乙は、実施計画書の内容を変更するときは、事前に甲に協議し、その承認を得なければならない。

（調査及び指導等）

第6条 甲は、乙に対し必要な事項について報告を求め、又は調査・指導することができるものとする。

（権利又は義務の譲渡禁止）

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除等）

第8条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除し、支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

- (1) 乙がこの契約条項に違反したとき。
- (2) 乙の委託事業の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(実績報告等)

第9条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業の成果を記載した事業実績報告書（別紙3）及び関係資料を、委託事業終了の日から起算して30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出するものとする。この場合において第4条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等の保存)

第13条 乙は、委託事業に係る経費について、その収支を明らかにしておくとともに、会計に関する帳簿、証拠書類等を当該年度終了後5年間保存するものとする。

(疑義の処理)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 月 日

茨城県水戸市笠原町978番6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託業務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄しなければならない。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を履行するに当たり知り得た情報は、委託業務を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報についての外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

8 返還義務

委託業務を実施するために甲から引き渡された個人情報の記録媒体がある場合は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(別紙1)

委託料 使 途 内 訳

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 人 件 費 | 研修会に係る講師謝礼、臨時職員等の賃金 |
| 2 | 旅 費 | 研修会に係る講師旅費・職員旅費 |
| 3 | 消 耗 品 費 | 研修会に係る資料・消耗品購入費 |
| 4 | 印 刷 製 本 費 | 研修会に係る資料印刷代 |
| 5 | 使用料及び賃借料 | 研修会に係る会場借上料 |
| 6 | 通 信 運 搬 費 | 研修会に係る切手代・電話代 |

(別紙2)

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業実施計画書

このことについて、下記により実施したく計画書を提出いたします。

記

- 1 実施計画
別紙2-1のとおり
- 2 事業予算書
別紙2-2のとおり

令和 6 度茨城県障害者ピアサポート研修事業実施計画

区 分	初任者研修	現任者研修
開 催 年 月 日		
開 催 場 所		
対 象 者 数		
事 業 内 容 及 び 講 師		

(別紙3)

令和 年 月 日

茨城県知事

殿

令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業実績報告書

このことについて、事業が完了したので別添関係書類を添えて報告します。

記

1 委託料精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実施概要 (別紙3-1)
- (2) 委託料精算額内訳 (別紙3-2)
- (3) 研修修了者 (別添名簿のとおり)

令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業実施概要

区 分	基礎研修	専門研修
開 催 年 月 日		
開 催 場 所		
対 象 者		
参 加 者 (修 了 者)		
事 業 内 容 及 び 講 師		

